

施設利用料等の統一減免基準

適用年月日：平成25年10月1日（使用日を基準とします。）

統一減免基準表			
等級	基準項目	団体例	使用料等
1号	市、教育委員会が主催、共催及び委託する事業に使用する場合 (後援は除く)	・市 ・教育委員会 ・敦賀美方消防組合	免除
2号	市内の小・中学校、高等学校、大学幼稚園及び保育園が実施する事業に使用する場合。 (使用目的、回数について制限あり。)		免除
3号	市内の青少年健全育成を目的とする団体が、児童生徒を対象とした活動に使用する場合。 (使用目的、回数について制限あり。)	・スポーツ少年団 ・子ども会 ・青少年健全育成敦賀 ・市民会議 ・海洋少年団 ・ボーイ・ガールスカウト	免除
4号	市内の公共的団体（各組織の上部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合	・区長連合会 ・体育協会 ・文化協会 ・身体障害者福祉連合会 ・老人クラブ連合会 ・PTA連合会	8割減免
5号	市内の公共的団体（各組織の下部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合	・地区区長会 ・体育協会加盟団体・ ・地区体協 ・文化協会加盟団体 ・単位（地区）老人クラブ ・各PTA	5割減免